

平成27年白老町議会第1回定例会7月会議 会議録（第1号）

平成27年 7月14日（火曜日）

開 議 午前 10時00分

散 会 午前 11時42分

○議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議会運営委員長報告

第 3 議案第 1号 平成27年度白老町一般会計補正予算（第3号）

第 4 議案第 2号 平成27年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

第 5 議案第 3号 工事請負契約の締結について（平成27年度施行 白老下水終末処理場水処理計装設備改築工事）

○会議に付した事件

議案第 1号 平成27年度白老町一般会計補正予算（第3号）

議案第 2号 平成27年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第 3号 工事請負契約の締結について（平成27年度施行白老下水終末処理場水処理計装設備改築工事）

○出席議員（14名）

1番	氏 家 裕 治 君	2番	吉 田 和 子 君
3番	斎 藤 征 信 君	4番	大 淵 紀 夫 君
5番	松 田 謙 吾 君	7番	西 田 祐 子 君
8番	広 地 紀 彰 君	9番	吉 谷 一 孝 君
10番	小 西 秀 延 君	11番	山 田 和 子 君
12番	本 間 広 朗 君	13番	前 田 博 之 君
14番	及 川 保 君	15番	山 本 浩 平 君

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

4番 大 淵 紀 夫 君

5番 松 田 謙 吾 君

7番 西 田 祐 子 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町		長	戸	田	安	彦	君
副	町	長	白	崎	浩	司	君
副	町	長	岩	城	達	己	君
教	育	長	古	俣	博	之	君
総	務 課	長	大	黒	克	己	君
財	政 課	長	安	達	義	孝	君
企	画 課	長	高	橋	裕	明	君
経	済 振 興 課	長	本	間		力	君
農	林 水 産 課	長	石	井	和	彦	君
生	活 環 境 課	長	山	本	康	正	君
町	民 課	長	畑	田	正	明	君
税	務 課	長	南		光	男	君
上	下 水 道 課	長	田	中	春	光	君
建	設 課	長	竹	田	敏	雄	君
健	康 福 祉 課	長	長	澤	敏	博	君
高	齡 者 介 護 課	長	田	尻	康	子	君
学	校 教 育 課	長	高	尾	利	弘	君
生	涯 学 習 課	長	武	永		真	君
子	ど も 課	長	下	河	勇	生	君
病	院 事 務	長	野	宮	淳	史	君
消	防	長	中	村		諭	君

○職務のため出席した事務局職員

事	務	局	長	岡	村	幸	男	君
主			査	増	田	宏	仁	君

◎開議の宣告

○議長（山本浩平君） 本日7月14日は休会の日ですが議事の都合により、特に第1回定例会7月会議を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本浩平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則第109条の規定により、議長において、4番、大淵紀夫議員、5番、松田謙吾議員、7番、西田祐子議員を指名いたします。よろしくお願いをいたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（山本浩平君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から本日の会議前に開催しました議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員会、大淵紀夫委員長。

〔議会運営委員会委員長 大淵紀夫君登壇〕

○議会運営委員会委員長（大淵紀夫君） 議長の許可をいただきましたので、本日の再開前に行った議会運営委員会の経過と結果についてご報告をいたします。

平成27年白老町議会第1回定例会は9月30日まで休会中ではありますが、会議条例第6条第3項の規定により、休会中にかかわらず議事の都合により、7月会議を開くこととしたところであります。

定例会7月会議に付議され提案されている案件は町長の提案に係るものとして、平成27年度の一般会計、介護保険事業特別会計補正予算2件、工事請負契約の締結1件の合わせて議案3件であります。

担当課長からその概要について説明を受けた後、いずれも本日の議事日程といたしました。

このことから、7月会議の再開は本日1日間とするものであります。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（山本浩平君） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これで、委員長報告は報告済みといたします。

◎議案第1号 平成27年度白老町一般会計補正予算（第3号）

○議長（山本浩平君） 日程第3、議案第1号 平成27年度白老町一般会計補正予算（第3号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。安達財政課長。

○財政課長（安達義孝君） 議案第1号でございます。平成27年度白老町一般会計補正予算（第3号）。

平成27年度白老町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,514万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億850万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年7月14日提出。白老町長。

次に2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございます。

次に4ページ以降、「歳入歳出事項別明細書」につきましては、歳出のほうからご説明申し上げます。

6ページ、7ページをお開きください。2款総務費、1項1目一般管理費、その他一般管理経費34万8,000円の増額補正でございます。これにつきましては、26年度に固定資産税の土地及び家屋の差し押えを行い、インターネット公売を行いました。それで買い主側から瑕疵担保責任があるとして、27年3月25日に訴状が提出され、27年5月27日に埼玉県地方裁判所川越支部で受理されたものでございます。その費用でございまして、旅費につきましては証人出廷2人分、埼玉県川越市に出向くための旅費と弁護士との打ち合わせ、これは札幌市にいる弁護士との打ち合わせを合わせて18万6,000円の計上でございます。委託料としては損害賠償事件処理委託料として、弁護士に支払う訴訟費用でございまして、16万2,000円の計上でございます。これは全額一般財源でございます。

次に3款民生費、1項2目老人福祉費、介護保険事業特別会計繰出金198万8,000円の計上でございます。これにつきましては、介護保険の制度改正に伴うシステム改修料を負担するものでございます。制度改正については介護保険の補正の中でご説明申し上げます。財源は全額一般財源でございます。

次に8款土木費、3項2目河川改良費、河川改良事業（補助事業）でございます。2,281万円の増額補正でございます。今回の補正につきましては防衛施設から追加交付がございまして、当初3,098万円の計上でございましたが、今回の2,281万円の追加補正で5,379万円の事業となります。給料から次のページの14節使用料及び賃借料までは事務費計上でございます。工事請負費として、ウトカンベツ川改修工事、土砂撤去延長750メートル、土量1,370立方メートル、護岸のかさ上げ延長781メートル、面積につきましては938平方メートルでござ

います。護岸のかさ上げにつきまして計画河道断面は確保されておりますけれども、現在張り芝になっておりますのでその部分を護岸永久構造物するものの工事でございます。財源につきましては国庫補助金 2,269 万 2,000 円、一般財源 11 万 8,000 円の計上でございます。歳出は以上のとおりでございますが、歳入で一般財源についてご説明申し上げます。

4 ページ、5 ページをお開きください。20 款繰越金、1 項 1 目繰越金、前年度繰越金 245 万 4,000 円の充当でございます。前回までの繰越金の留保額が 1 億 5,867 万 4,000 円ございまして、今回の充当額を差し引きますと、1 億 5,622 万円の繰越金の財源留保がございます。これで、補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） ただいま安達財政課長から説明のありました、その他一般管理経費の損害賠償等請求事件について私のほうから別途説明をさせていただきたいと思っております。本件は、昨年 8 月に白老町が差し押さえをした字北吉原にあります土地建物の不動産につきまして本町の初の試みとなりますインターネット公売、いわゆる官公庁オークションを行いました。入札の結果、当該公売物件を 149 万 400 円で落札しましたものから所有権移転登記完了後に建物内に想定を超える大量の家具や衣類などの残地物が存在し、当該残置物に対する説明義務違反及び瑕疵担保責任は白老町にあるとして幾度となく文書照会があり、町では法的責任はない旨回答をしておりました。しかし落札者は町の回答に納得せず、本年 3 月に残置物処理費用金 35 万円を含む、135 万円などの損害賠償を求め、さいたま地方裁判所川越支部に提訴し、裁判所はこれを受理し、6 月に呼び出し状及び訴状一式が送付されたところでございます。本町のインターネット公売は Yahoo の官公庁オークションのサイトを活用して滞納者の差し押え財産を換化するために行うもので利用方法等は詳細なガイドラインを作成し、これに基づいて実施するものとし、利用者にはガイドラインの確認、同意することを前提としております。当該ガイドラインでは購買物件については十分な調査を行った上で公売に参加すること。現地確認などは落札者が行うこと。公売財産は滞納者の財産であって町の所有物ではないこと。よって瑕疵担保責任は生じないこと。物件内の動産類やごみなどの撤去、占有者の立ち退きなどは全て落札者自身で行うことなど、手続きや注意事項を規定しております。したがって町といたしましては物件内での残置物の存在を事前に説明するなど正規の手続きを行ってまいりまして、瑕疵は全く町にはないと判断し地方公共団体として公の場で正当性を主張するとともに、今後のネット公売のあり方を明らかにする必要があるため、応訴することといたしました。補正予算は当該裁判にかかわる旅費と弁護士費用の着手金でありますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

1 番、氏家裕治議員。

○1 番（氏家裕治君） 1 番、氏家です。ただいま説明のあった官公庁オークションについてちょっとお伺いしておきたいと思っております。このオークションのあり方については私も全般的に

は内容的なものについては把握しているつもりでいます。その中で落札者がどういった意図を持ってこういった訴訟を起こしたのかというのが私も随分不可解なところがあるのですけれども、それに対してまちとしてそれにこたえていくということは、これはしかるべき形なのだろうと思っております。ですからこの補正に組まれた42万8,000円というのは妥当な金額なのだろうと思ってます。ただ白老町としてこういった名誉を傷つけられるというか、白老の名前を出されて私は逆に本当に名誉棄損だと思うのです。そういった部分ではこの例えば裁判で白老の正当性が認められたときに逆に落札者に対してそういった損害賠償等々の請求はできるのでしょうか。そうしないとかいった、はっきり言いますけれども悪質な訴訟というのがこういった官公庁オークションを通して、はっきり言ってもうちだけではないかもしれませんね。そういったことを防ぐためにもしっかりとした手段を取っていかなければいけないと思うのですが、その辺についての考え方をちょっとお伺いしておきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） まず損害賠償請求ということでございますが、今回の訴訟に係る部分につきましては、これは裁判にかかった上で裁判所が判断することになると思いますけれども、仮に相手方が訴えているその損害賠償の内容につきましては、この建物の中にある残置物の処分と弁護士費用も含む損害賠償の100万円というところでございまして、実際ここで町の主張が認められて町がもし町がやったことは間違いないとって裁判所が判断したときには、今回その町がまだ今後わかりませんが、仮に証人喚問等出張したとかという部分の旅費や裁判所に係る費用はこちらに戻ってくるということになります。今回弁護士については民事訴訟のため、今回かけた弁護士費用について戻ってくるかということとはございません。それで今氏家議員がおっしゃった、もしその費用も相手方の責任だとするならば改めて名誉毀損なり、あるいはそこにかかわる損害賠償請求を訴訟を起こしてそれを取り戻すということしかないというふうに考えてございます。仮にその判決が出たあと、そのような形にするかどうかという部分については今の段階ではまだ最終的な判断が出ておりませんので明確な回答は避けたいとは思いますが、訴訟につきましては議会の議決も必要な事件になりますし、また弁護士ともその辺相談しながらこのような自治体がかかわる裁判の中でそういった損害賠償がやられているかどうなのかということも含めて弁護士と相談をしながらその辺の方向性はまた見定めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） ほかがございせんか。7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） 大体のことは今の説明でわかったのですが、何点かお伺いしたいと思います。まずこの官公庁オークションの中で当然白老町はそれにのっとってさせていたでいるわけですから、今回の件というのは特質な例なのか、ほかの自治体もこのような例はあるのか、似たような例はあるのかどうなのかということです。それともう一つは、今回の訴えられたのでこちらのほうもそれに応訴することなのだと思いますけれども、今回のこの件に関しまして関係機関というのですか、道とかそういうところとか、何かオークションをやっているようなほかのそういうようなきちんとしたケアをしてくれるような機関というのですか、

町村会とか何かそういうようなバックアップしてくれるようなところがきちんとあって、そういうところと協議しながらこれはされるのかどうなのか、その辺お伺いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 南税務課長。

○税務課長（南 光男君） 今回のYahooの官公庁オークションのインターネット公売ですけれども、こういうような形での訴状という実態は余り例がないかと思われます。それで今回はある程度特殊的な訴状なのかとはこちらでは認識しております。それと今回実際にインターネット公売は国税徴収法に基づいて各市町村がガイドラインを定めて公売を実施しておりますので、これは全国各市町村、地方団体がこの制度にのって実施しておりますので、その後押しというのですか、訴状が出た後の後押しというのは今回弁護士と相談させていただいて応訴するということですので、例えば道だとか、国がこれに対して応援というのですか、協力というのですか、そういうことはないのかとは思ってございます。今回応訴ということで弁護士にお願いしているのは町村会の顧問弁護士にお願いしているところでございます。以上です。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） 私も正直言いましてこのオークションをやるということに関しましては、ちょっと危ない部分もあるというのは、これは別に今回の官公庁のオークションばかりではなくて一般的な中でも結構いろいろトラブルがありますけれども、そういう中でやはり今回このように訴えられるというのはそういう法の隙間というのですか、そういうようなものをちょっと感じざるを得ない部分があるのですね。ですから今回確かに白老町がこういうふうに相手の方はどういうつもりで訴えられているのかわかりませんが、やはり白老町も総務庁とか、道とかと協議をして一つのきちんとしたセフティーラインというのですか、そういうような受け皿みたいなものもつくっていただかないとこれからのオークションはやはりやっつけられないかと思うのです。その辺もぜひ上のほうと相談しながらやはりきちんとした形で、このオークションがきちんと進められ、やはり相手の方ときちんと理解していただけるような形でやっつけられるようにしないと、これはトラブルがもし長引いた場合、白老町にとっても本当にただせっかくやったのに何の利益にもならないということになってしまったらもったいない話なので、ぜひその辺は努力してなるべく速やかに解決できるようにいろいろなところの協力を得てやっていただければと思いますけれども。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克巳君） 先ほど南税務課長のほうからもご答弁申し上げましたとおり、あくまでも本件にかかる分、白老町と相手方の訴訟ということでほかの機関等が入ってくるということは現在はございませんけれども、今後におきましてやはりインターネット公売が今西田議員がおっしゃったように法のすき間といいますか、そういうような不安もなきにしもあらずというところも私のほうでも押さえておりますので、その辺を今後埋めるためにもやはり今回の判決を待った上で、裁判所の判断を待った上でやはり北海道なり、あるいは町村会も含めて今後協議しながらきちんとした対応も進めていかなければならないというふうに町としても考えているところでございます。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰委員。

○8番（広地紀彰君） 8番、広地です。今の総務費の一般管理経費の損害賠償請求事件処理にかかる部分の質問なのですけれども、今回のこの官公庁オークションについて、これを利用しながらこの財政に対して差し押さえをした物件に対して、きちんとした対応をしていきたい。お金に変えていくというか、そういった部分を徹底していくという考え方について私は賛成です。これだけ財政が厳しい中できちんとその物件を差し押えをして処理をしていくという考え方はこれは初ですね。私たちのまちはこういった考え方はやはりやるべきだと思うのです。だからそれについては賛成はしているのですけれども、では今後こういったことがこれから繰り返されるようではやはりその処理について大変なことになると思いますので、そういった観点からの若干質問させていただきたいと思います。まず基本的な形として、この今町としては、今回の応訴に対しては絶対の自信を持っていると私は認識しております。その部分で大きく恐らく瑕疵担保責任とあと現状有姿の引き渡しという部分だと思うのです。恐らくこの部分で担保されているというふうに考えて今回向かっていると思いますが、このちょっと基本的なまず確認です。まずこの瑕疵担保について。私の認識では瑕疵担保は基本的に例えば配管だとか、目に見えない隠れたる瑕疵についての免責ということですね。ただ残置物というのは目に見えますね。町としてはこの残置物の存在は知りえていたのですか。まずそういった部分がもし知りえていたとしたらそういった部分についてはこの瑕疵担保ということで今回免責になるのかどうか。その瑕疵担保の扱いについてどのような形に今なっているかについてと、あとはこれは町村会の顧問弁護士に対して事前に相談をされているということ伺いました。弁護士の見解として今回のこの応訴についての見解はどのような具体的な見解をもたれているのか。もう大丈夫ですと、こういった部分についてそういった部分はもう既に町としては知りえていると思うのですが、そのあたりについて。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） まず瑕疵担保責任の関係でございます。瑕疵担保責任については民法 570 条で規定されているところがございますけれども、ここでご理解いただきたいのは、あくまでも公売ということで一般の売買とは違うということなのです。一般の売買で例えば町が所有者で町が所有権を持った上でそれをオークションにかける、あるいは売買するといった場合にはその瑕疵担保責任とはもちろん問われます。だからその部分では売り主としてきちんとできるものは全て情報提示をし、あるいはもし見えない場合であってもそれこそ瑕疵担保責任、何年間はやはり最後まで面倒見て、もし2年間で悪いところがあったらそれは直さなければならないとか、そういった考えはあるかと思えます。しかし今回の公売というのは、あくまでも中継ぎといいますか、先ほど申しましたとおり白老町が所有権を持っているわけではないという部分、仮に公売というのは極端な話をいえばその滞納者が住んでいても公売をかけられるというような状況で、そこをでは現実的にその中身を町として100%把握できるかという把握できない場合もあるのです。それでも公売というのはかけられて、それを落とそうとするならば落札者側が全てその人を排除するだとか、あるいは全部確認するとかというような

ことになっているのです。そういうことからして本町としてはこの瑕疵担保責任は全くないというふうな判断をもって今回対応したいというふうに考えております。それから2点目の弁護士の方の見解ということでございますが、これにつきましてはもちろん事前に相談をさせていただいてお願いをしているところでございますけれども、弁護士の先生も本町の主張する部分については全て理解をいただいているといいますか、間違いのないところであるというふうな考えをいただいておりますので、それも踏まえて今回応訴しているという状況でございます。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰議員。

○8番（広地紀彰君） 今の説明についてはよく理解しています。専門用語でいえば競売ですね。それとも基本的には類似していて、どうしても基本的には免責だったり瑕疵担保を負うことはないという、町はその当事者ではないですから。だからそういった部分については私も認識はしていました。ただこの残置物に対しての説明義務違反という部分で、恐らく向こうが提訴している内容として今ご説明いただいたのですけれども。その部分についても一切その説明責任に対してもこの瑕疵担保責任ということで十分に免責が担保されているということでまず理解してよろしいのかどうか、これは確認です。次にこの裁判の管理なのですけれども、この提訴の内容を見てもこの言葉を多少選んで言ったとしても非常に初歩的な内容なのです。正直言って不動産知識がある程度ある人間であればこんな訴訟など起こしようがないのです。それにもかかわらず今回提訴されてしまったのですけれども、恐らくこれは地方裁判所で第1回口頭弁論が開かれたら、すぐ和解してはどうかということが裁判所からくると思います。この内容でしたら、今のご説明の内容だけで判断すると町が勝つと思います。だからこの和解に対してどのような考え方を持つのかどうかについて。それと今同僚議員から逆に損害賠償も訴えたらどうだと。実際に弁護士費用等もこれは町側が負担ですね。勝訴しても負担になりますから、この旅費とかも全部そうです。だからこれだけの部分があったのだといった部分に対して逆に逆の提訴を行う考えがあるのかどうかについて、こういった裁判の管理のあり方についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） まず1点目の残置物の関係でございますが、存在につきましては本町としても一応おさえております。それで相手方からも入札前にも残置物どういうのがありますかというようなことも電子メール等での照会があり、それについては既にありますというお答えもしておりますが基本的に全てを出せるというわけではないし、ネット公売ですから写真につきましても基本的に限られた中での情報提供しかできないという、それがネット公売のところでございますので、そういったことも含めて本町としては事前に可能な限りの情報提供は行っているという認識でございます。それと仮に裁判所のほうからの和解の提案といいますか、そういったものがあつた場合という二つ目のご質問ですが、これにつきましては全く考えてございません。本町としては和解するだけの逆に本町として不手際ですとか、そういったものがあるとするならばその辺も考えられる場合があるかと思っておりますけれども、今回の場合は全く町に瑕疵、落ち度はないという考えでございますので、これについては和解は受け入れ

るということは考えておりません。それから3番目の逆にこちらから損害賠償請求というようにお話でございますけれども、これにつきましては先ほど氏家議員のほうからのご質問にもありましたが、今後の裁判の結果、推移を見ながら弁護士とも相談し、あるいは議会の議決事件でございますので、その辺も議員の皆さんとも協議させていただきながら方向性を定めていきたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰議員。

○8番（広地紀彰君） 8番です。今回は町としては全く遺漏がないという認識で臨んでいきたいという部分で、町の本当に貴重な財産を守るという意味でもこういった部分についてはやはりきちんとやっていけばいいと思うのです。ただ、これで最後にしますが、これはいわゆるクレーム管理の問題もあるのです。これは簡単に言えば多分町側としては本当に何というか、提訴される覚えのないような内容で提訴されてしまっている部分だと思います。ちょっと難癖的なのという言い方が妥当かどうかありますけれども、それでこういった訴訟につき合わされざるを得なくなるというのは、これはいくら町がこの瑕疵担保免責や現状有姿の引き渡しということをやってもこういうことが起こりえるということであれば、今後のこの官公庁オークションの活用に対しての考え方もちょっと変わってこざるを得なくなってしまうと思うのです。それでせっかくこういった形できちんと町は財政を健全化していくためにはあらゆる手段を取っていくのだという方向性を示した今、これはこんなことでくじけてほしくないということです。それでこれは今町職員にこういった部分、ただこれは知識がある人が見たらきちんと書いています。きちんと書いていますけれども、これでわからない人たちがこれからも応札してくる可能性がありますね。ですから例えば宅建主任と専門的な職員というのはこの庁舎内にはいらっしゃるのかどうか。これは説明についてもどういう説明ならいいのかどうかという部分です。これは説明不足だとは私は言っておりません。きちんと理解できる人が見たら理解できます。ただこれではまたそういったわからない方からたくさん訴訟を起こされるようでは困りますので、例えばこういった宅建主任に対しての相談、もしくは宅建協会に対してこういった文章で説明責任は十分かどうか、そういったその専門的な知見を活用してより万全にしていくと、そういった部分が必要なのではないかというふうに考えますが、それとあとの対応の仕方ですね。これは町側に対して恐らく何度もやりとりがあったと思います。このあたりの対応について今後どのような対応をとっていくのかどうかと。こういうクレーム的な訴訟を未然に防ぐためには、どういうふうなクレーム管理のあり方が必要かどうかについて現段階についての考え方を伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克巳君） 今のご質問でございます。非常に難しい問題かと思っております。本町といたしましてはやはりクレームに対しては十分誠意をもって対応はさせていただくというのが前提でございますけれども、ただその不当な要求等に対してはこれは屈することなく毅然とした態度で臨むというのも地方公共団体として守らなければならないところだとは思っておりますので、ではその兼ね合いがどの辺かというのは、非常に難しいかとは思いますが、やはり法

律等にのっとして守れないものは曲げられないし、そこの可能性をいろいろ今後考えながら対応をせざるを得ないのかというところでございます。まず、今回のオークションにかかる部分につきましてはやはり町が全く瑕疵がないという判断の上でやったけれどもこのような訴えられるケースが出てきたというこの事実はやはりきちんと踏まえて、今後このようなことがないためにはどのようにしていくのかというのは改めて考えて、今までと同じようなことではないやり方で対応していかなければならないのかというふうに考えておりますし、また今回のことに限らずこういうクレームにつきましては違う場面でも起こりうる案件だと思いますので、そういった部分に対しては町がどのような対応をとっていくのかという部分についてはきちんと研修等も含めて、あとは専門家にもご相談しながら、今言われた本当にそのガイドラインをつくる際についても突っ込まれるところがないのかどうかという部分も、いわゆる専門家と相談しながらつくるといようなことも含めて今後さらに強化しなければならないというふうには考えてございます。以上です。

○議長（山本浩平君） 5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） 5番、松田です。今いろいろな議論を聞いていましたけれども、大事なことはこの買った方は買って白老で住みたかった方ですね。そのために買うわけですから。それからまちとしては滞納分の金を滞納分の税をまちに入れるためにやったことなのだと。ですからどちらにしても利害関係はあるのだけれども。私は大事なことはやはりまちの財産を売るときはきちんと確認をして中を見て、我々畑をつくって大根をつくっても隣にやるときは泥を洗ってくれるのです。例えばホッキ貝を漁師からもらうとお年寄りには皮をむいて外してくれるのです。これが人間の道徳なのです。まちとしてのやはりそういうものを売るときはまちに来てほしいのだという気持ちがそこににじみ出てあれば私はちゃんと中の物はこうだったです、中ではこういうものがあります、何かピアノもある、30年たった家だと新聞にはこう出ていました。そんなピアノまであるものを向こうのどんな方が買ったのか知らないけれども、老人が来るとすればピアノはいらないはずですから、こういうことになったのだと思うのですけれども。私は大事なことは親切心なのです。本当にまちに来てもらいたいという気持ちが本当にあるのかと。今空き家が800万ぐらい全国であるといっているし、白老も空き家対策が相当あります。今後は親が亡くなったら子供はほとんど財産放棄しているのです。家はいらない。もちろん30年もたった家子供は要りません。こういうことになるとこの税の滞納があるとやはり今のようなケースが出てくる。ですからこういうことを踏まえてもう少し町内の方々ばかりではなく、この今のような本州のほうの方々が買う場合はこういうケースがあることを十分踏まえて私はこれからきちんとした、こんな難しい話ではないのです。今言ったように隣に大根をあげるときは泥を取ってやるぐらいの気持ちでやはりこういうものにはやっていくべきだと。ただ私はそれだけ言いたかったのですが、本当にただ瑕疵があるとかないとか、こんな問題ではない。それから向こうの方も勝てると思って百何十万もかけて裁判をやっているのです。そういう下準備をきれいにしてからやっているわけですからそんな簡単なものではないです。ですからやはり大事なことは白老のまちに来る人だったのだと。今度これで1人逃した

わけです。ですからそういうことも踏まえて私は行政というのは対応すべきだと、こういうことだけ申し上げておきたくて今申し上げた次第です。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克巳君） 今回のオークションの関係で今松田議員おっしゃられたように、今後また改めて同じようなケースをまたオークションにかけるといった場合には、やはりこれまでと同じようなことという部分にはなかなかないかと思っておりますし、確かにその相手の方がこちらに来る意志があるとすれば、それはもしかしたらお一人、こちらにそれが来なくなつたということも考えられますので、それにつきましては今松田議員がおっしゃられていました親切心、こういったものを貴重に今後仕事に取り組んでいかなければならないというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。9番、吉谷一孝議員。

○9番（吉谷一孝君） 9番、吉谷です。1番大切なことは裁判に勝つか負けるかということよりも、このお金です、一般財源、これは税金なわけです。それと訴訟を起こした場合は訴訟費用ですね。それはみてもらえますけれども、この交通費だとか、弁護士費用、勝てば成功報酬なり何なりということが発生すると思うのですけれども、それも結局は町の負担ということになるというふうに私は認識しているのですけれども、これも全て瑕疵がないとはいえ町で負担しなければならないということでの認識でよかったかということと、これは瑕疵がないにもかかわらず税金をここに使わなければならないということはやはり町民としても納得のできるころではないというふうに思うのです。だからそのこの後の対応についてはきちんとした対応をとって町民の負担が出ないような対応をとってもらうようお願いしたいというふうに思いますがいかがですか。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克巳君） 今吉谷議員おっしゃられた訴訟費等につきまして、その弁護士費用、あるいは町の打ち合わせの旅費等につきましては、たとえ勝訴したとしても町の負担ということにはなりません。そこでではこの負担を逆に相手方に損害賠償請求できるのかという部分につきましては、先ほどもお答えしたとおりでございますので、その辺については今後裁判の状況も踏まえながら考えていきたいというふうに考えておりますが、先ほども何度もちょっと申しましておりますが、やはりこちらが全く瑕疵がないとしてもこのように訴えられて逆に町の税金を使わなければならないという部分につきましては、やったこと自体は間違いはないというふうに押さえてございますが、今後の行政の進め方にとっても十分この辺を踏まえた運営をしていかなければならないというのは肝に銘じてやっていきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。なければ私のほうからも2点ほどちょっとお話をさせていただきたいと思っております。今の関係なのですけれども、先般の委員会協議会及びきょうの皆さん方の議論を伺っていた中で2点ほどちょっとお話をさせていただきたいと思うのですけれども。まずこの前の委員会協議会を終了した後に地元の報道が第1社会面にまず一つ

記事として載せております。これは胆振日高以外にも大きく報道されています。もう一つの大きいほうの新聞も、これは第4社会面ですから、これは土曜日の全道版に載っています。ですからこれは幅広く今回のこのニュースが流れたということで、これを見た道民の方々、あるいは町民の方々がどう思ったか。恐らくこれはちょっとネットでの公売での落とし穴があるのだということを感じた人方がいると思います。もう一つはぎつくばらんに言いますけれども、もう少しうまくやれなかったのかと。白老町は。というふうに単純に思った地方公共団体の方々も私はいると思うのです。なぜならば3月の時点でいろいろ書面が届いたりしているというきょうお話でしたね。今回の訴訟が起きるまでに結構経過の時間があっただと思います。確かに今までのご説明を聞いていると町のほうに責任、瑕疵は全くないということでもあります。しかし先般の委員会協議会のお話を聞いていると、相手のやりとりは全てメールでやりとりしましたとこういってお話です。それがこのインターネット公売のルールでもあったのかかもしれませんが、今までほかの課においては白老町は雪が少ない、食材王国である、千歳空港も近いと、こういうことで移住定住に相当力を注いできているわけです。一方ではこういうことがあるわけですから、そこでこういう問題が発生したときにそれらも含めてやはり庁舎内でどういう協議をされて今まで相手から訴訟を起こされるまでこういう状況だったのか。もっと違うような方法を考えることがまずできなかつたのかということをも1点伺っておきたい。これが第1点です。2点目なのですが、先ほど伺っていると町にとっては全く瑕疵がないと。逆に言えば訴訟を起こされることが恐らく心外だというふうに多分思っていると思うのです。今までのお話を伺っていると。それであれば今回をこの旅費だとか裁判の費用の上程ではなくて、先ほど何人かの議員さんからもお話ありましたけれども、名誉毀損なり、そういった方法で、先ほど議員からもいわゆる税金だというお話もありました。この税金を回収できるような方法、回収というのはちょっと言い方がおかしいかもしれませんが、初めから損害賠償請求を行うようなことで弁護士と相談して、それで上程できなかつたのか。この2点について伺いたいと思います。大黒総務課長。

○総務課長（大黒克巳君） まず今回裁判で訴えられる前の対応でございますが、文書等のやりとりをやっております。その中でもその文書の中身につきましては、やはり今回裁判の、いわゆる裁判所に訴えた内容と同じような内容を逆に突きつけてきてございます。それで町がいわゆるそれに応じなければ控訴も辞さないというような内容めいた文章でございます。それについて町としてはやはり毅然とした態度で臨んできたわけでございますが、実際今回応訴するにあたってその前でいろんなやり方としてはあるのかもしれませんが、今回訴えてきた方が実際その善意の方なのか、悪意があつての方なのかというのは全く判断が付きません。確かにそのお金をかけずに処理ができた可能性はあつたかもしれませんが、逆に悪意の方であつたならばそれ以上のものということも想定されます。そういったことも考えればやはり安易にいわゆる主張を曲げると言いますか、本町の考え方にそぐわない方向の中で処理することが果たしていいのかということもありまして、今回の案件につきましては毅然な態度で臨んできたという現状でございます。それからもう一方の税金を投入することに対してあらかじめその名誉棄

損等で訴えるという部分につきましては、この辺につきましては一応本町の考えといたしましては、今回の裁判の経過を踏まえながら、その辺は今後検討していくという考えで当初から考えておりましたので、改めてまた別件でその辺の訴訟を起こすということにつきましては、さらなる経費もこの辺はかかってくるわけでございますので、その辺につきましては弁護士ともこの裁判の成り行きや状況を見ながらやるべきものという判断で、現在そちらのほうは現状では考えていないということでございます。

○議長（山本浩平君） 伺います。2点目のほうから伺いますけれども、町村会の担当の弁護士といろいろ相談している状況の中でそれが1番ベターだという判断だったということによるのでしょうか。大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 改めて訴訟を起こすということに対しては、今の弁護士の先生にはご相談はしておりません。これはあくまでも町内部の考えでございます。

○議長（山本浩平君） 3点目の最後になりますけれども、先ほど悪意か善意かわからないというようなお話だったけれども、委員会協議会の中で移住を志している方だというようなお話が出ていました。そういう方だったとすれば、前提とすればです。悪意か善意かわからないというお話でしたが、なぜメールとか訴状だけでのやりとりになるのかというのがちょっと疑問なのです。そこでどうして相手と言葉を交わして実際にこういうものがこうあるのだけれども、どうだこうだ、片付ける方法はいろいろありますだとか、何か相談に乗ってやるようなベースがあればこういうふうにはならなかった可能性もあったのではないのかと思うのですが、どうしてそういうようなことをできなかったのでしょうか。ルール上そうなっているからですか。その点だけお尋ねします。南税務課長。

○税務課長（南 光男君） 当時このインターネット公売のそういう情報提供とか、そういうものにつきましてはインターネット上でやりとりをしていたというのは現状です。それで電話等での相談というのは実際にはされておられませんけれども、インターネット公売の制度上というところでの残置物の情報提供に対するクレームというのですか、対して不法行為があったという内容ですので受け皿的には特に電話でやらなければならないとか、そういうことにはならないと思いますので、その辺は今後インターネット公売を実施するときはどういう対応をしていくかということはやはりよく考えていかなければならないのかとは思ってございますけれども、今回の訴状にあたってのやりとりについてはそういう受け皿的なものは設けていないし、そういう相談も電話等ではやっていないのが事実でございます。以上です。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 平成27年度白老町一般会計補正予算（第3号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号 平成27年度白老町介護保険事業特別会計 補正予算（第2号）

○議長（山本浩平君） 日程第4、議案第2号 平成27年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） 議2-1をお開きください。議案第2号でございます。平成27年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）。

平成27年度白老町の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ397万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億9,384万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年7月14日提出。白老町長。

次のページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、記載のとおりですので説明を省略させていただきます。

続きまして、歳入歳出事項別明細書の歳出からご説明いたします。6ページをお開きください。2歳出、1款総務費、1項1目一般管理費、介護保険運営経費397万5,000円の増額補正で、制度改正に伴うシステム改修費でございます。なお財源につきましては国庫補助金198万7,000円で、負担割合が2分の1、一般会計からの繰入金198万8,000円で負担割合が2分の1でございます。主なシステム改修の内容でございますが、介護保険制度が一部、平成27年8月1日から改正されますのでここで少しお時間をいただきまして、議案第2号説明資料に基づき概略を説明させていただきます。

7ページの次のページをお開きください。この資料は厚生労働省から周知されたものでございます。資料の1ページでございますが、一定以上の所得のある方は介護サービスを利用したときの負担割合が2割に引き上げとなります。2割負担となる方は65歳以上で合計所得金額が160万円以上となります。収入で例えますと単身で年金収入のみでは、年金収入280万円以上の方となります。ただし年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身の場合280万円

未満、2人以上の世帯では346万円未満の場合は1割負担となります。利用者負担の判定の流れは2ページにお示ししているとおりです。なお本町では7月21日付けで負担割合が記載された黄色の負担割合証を認定者全員へ発送する予定でございます。介護サービスを利用するときには必ずオレンジ色の介護保険被保険者証と負担割合証の2枚一緒にサービス事業者や施設に提出していただくことになります。

次に3ページをお開きください。特別養護老人ホーム、介護保険施設、介護療養型医療施設の介護保険3施設や、ショートステイを利用する方の食費及び部屋代の負担軽減基準の改正でございます。食費、部屋代は原則本人の負担となりますが、低所得者の方については負担軽減を行っております。これまでは負担軽減の判定は申請後に本人及び同一世帯の方の前年の所得をもとに対象となるかどうかを判断していましたが、ことし8月からは配偶者について世帯分離されていたとしても、その所得を勘案することとしております。本人が非課税で配偶者が町民税を課税されている場合は軽減対象外となります。また本人及び配偶者が非課税であっても今回の改正では申請時に預貯金等の金額の確認が必要となりました。この場合、配偶者がいる方が合計2,000万円以上、配偶者がいない方が1,000万円以上の預貯金がある場合は対象外となります。預貯金等については4ページの上段の表に示しているとおりでございます。なお虚偽の申請により不正受給した場合は、これまでに受けた負担軽減額と最大2倍の加算金を課し返還となる場合があります。4ページのQ4では、負担軽減対象外の町民税課税世帯で第4段階の方が町に申請することで6項目の要件を満たした場合に特例的に第3段階の負担軽減を受けることができます。ここで記載されている要件は6項目のうち主なものでございます。さらに来年度になりますけれども、平成28年8月には遺族年金及び障害年金といった非課税年金も含め判定することとなります。

次に5ページをお開きください。高額介護サービス費の基準の改正でございます。介護保険制度では介護度によって毎月利用できる限度額が決められておりますが、1カ月に支払った利用者の負担合計額が高額介護サービス費の負担の上限を超えた場合に超えた分が払い戻しされます。今回の改正で負担上限がさらにふえ、4万4,400円の上限が加わりました。対象者は同一世帯内に課税所得145万円以上の65歳以上の方がいる場合、負担上限は4万4,400円となります。ただし同一世帯内に65歳以上の方が1人の場合、その方の収入が383万円未満、また同一世帯内に65歳以上の方が2人以上いる場合、それらの方の収入合計が520万円未満である場合は、あらかじめ申請していただくことで3万7,200円となります。判定の流れは6ページにお示しているとおりでございます。

次に7ページをお開きください。特別養護老人ホームの多床室に入所や特別養護老人ホームのショートステイを利用したときにおける町民税課税世帯の方などの部屋代の負担額がことし2段階にかけて改正となります。既に平成27年4月時点で光熱水費として50円が加わり370円となっております。8月からは室料相当分としてさらに470円加わり、1日840円と改正されることとなります。白老町では竹浦リハビリの特別養護老人ホームの多床室が該当となります。以上、制度改正について説明を終わらせていただきます。

4 ページの歳入につきましては、歳出で説明させていただきましたので省略させていただきます。以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

2 番、吉田和子議員。

○2 番（吉田和子君） 2 番、吉田です。基本的なことをちょっと何点か伺いたいと思います。これは全国に約 65 歳以上、先ほどのこの説明書類にありましたけれども大体上位 20%ぐらいで在宅の利用者が 15%ぐらい、特別養護老人ホーム入所者で 5%程度の方が影響を受けるだろうというふうに書かれておりますけれども、白老町はわりと低所得者が多いということから、この割合に大体該当するのか、それとも今はもう 8 月からですから対象人数というのが出ているのかどうか、その点、1 点伺いたいと思います。

それともう 1 点、これは国の制度の改正でシステムの改修のことで全部で 375 万円ぐらい出されていますけれども、今までいろんな国の制度が変わってそのシステムを改修するとき、児童手当なんかはみんな事務費というのは国が全部持っていたのですけれども、今回その半分は町が持つという、これは今までの介護保険の負担割合からいくと大体国が 2 分の 1 で道外 4 分の 1 で、町が 2 分の 1 という割合がわりと多かったのですが、今回は半額、2 分の 1 負担になるということはどういった理由なのか、その点を伺いたいと思います。

それともう 1 点、これは大変難しいことだと思うのですけれども食事、部屋代の負担軽減の基準なのですが、ほかのものの基準改正はほとんど所得によってでするのでわかりやすいと思います。ただ今回の食費等は非課税世帯であっても預貯金の申請によって変わるということですね。この申請のこの書類等は 21 日に配布されるのかどうなのかちょっと今初めて聞いたのであれなのですが、大体もうつかまえているのか。これは本当に個人のプライバシーの、またその中のプライバシーのことまでになるということですのでごく心配するのですけれども、この辺の調査というのはどういうふうにされるのか。そしてその高齢者が対象ですので単身者だとか、よく理解できない人にはどういった手当てをされるのか、その点伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） 今のご質問の何点かの中で吉田議員のほうで 2 割負担の対象人数でございましたか。8 月 1 日現在で 2 割負担の対象人数なのですけれども 64 人ということで、認定者総数に対しまして大体約 4.7%の方でございます。まずそれからシステム改修の国の負担割合の関係でございます。介護保険制度は今まで何度か制度改正に伴うシステム改修を行っておりまして、今回もそうなのですけれども国から 2 分の 1 というのは今までもそういう形でできておりました。それから預貯金の申請の関係でございますが、確かに預貯金の関係は自己申告ということでお願いさせていただいております。その中でやはり認知症の方だとか、または施設で認知症になっている方だとか、単身の方で施設に入っている方がいらっしゃるとは思いますけれども、そういった方たちはまず代理申請が可能になっておりまして、施設などが施設のほうで預貯金などを管理しておりますので、そのあたりで代理で申請していただく。ま

た写しを必ず、預金通帳の残高がわかる部分ともろもろのもののわかるものをコピーして申請していただいている形になっております。それからの7月21日の部分につきましては、これは2割負担の部分の負担割合証のことでございます。その部分はよろしかったでしょうか。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 介護保険制度が始まったときに、この介護保険料を払っていくと将来歳をとったときに安心して介護が受けられるという、ただし高齢者がかなりの数でふえているということと介護人材の不足とか、いろいろな条件等でこういったことがどんどん出てくるのかというふうに思うのですけれども、その影響をこうむるのはやはり高齢者、弱者といわれる方々なものですから本当に手厚くきちんとした情報を伝えるということと、それから代理人がきちんとしている方はいいのですけれども代理人がいらっしやらない方、自己申告ですのでこの辺のあり方をきちんとしていかないと、後見人がついていいのですけれども、あとは家族とかができる方がいいのですけれども、他人が預金まで入り込んで調べて申請するというのはなかなか厳しいことだというふうに思いますので、その辺の調査方法をきちんとしておかないといけないというふうに思います。

それともう1点は、たんす貯金、自宅にある現金は申請ですね。これは調べようがないと思いますので、これはあくまでも申請者を信じてやっていくということなのですが、基準を必ず決めなければ、国は1,000万円か2,000万円ときってきました。999万9990円だったらいいのですか。その辺のことをちょっと確認をしたいと思います。それともう1点、高額介護サービス費の基準が変わりますけれども、これは2倍になるというのは必ず高額介護料サービス料の高額の限度があるからいいのですけれども、この基準のことから考えていくと在宅介護の人のほうの負担のほうに倍になる可能性があると思うのですけれども、その辺どうですか。施設の方はある程度介護度によって、これ以上に2倍になったとしても高額で免除される面が出てくると思うのですけれども、在宅で6,000円、7,000円とかで要支援で通っているディサービスの方とかは倍になっても高額の基本には達しませんので在宅の方のほうに負担がふえるというふうに捉えていいのでしょうか。その点伺います。

○議長（山本浩平君） 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） 負担割合の食費と、それから部屋代の預貯金の関係の周知の関係、情報の関係でございますが、確かにいろいろ今回申請書、勸奨申請を行ったときに、制度が変わりましたということで預貯金の写しを添付してくださいということで一緒に同封させていただきました。問い合わせがやはり反響が大きい状況でございました。うちの周知は8月の広報には載せる考えでおりますけれども、やはり勸奨申請のときにこういった部分で預貯金の関係の申請を添付してご連絡差し上げて、やはり個別で相談するしかないのかというふうに考えております。それからたんす貯金の関係で、その絡みで単身でいけば貯金が1,000万円未満ということになると思うのですけれども、先ほど吉田議員がおっしゃるとおりでございます。あくまでも自己申告ですのでうちのほうは申告書をまず信じていくという形になってい

きます。それから高額介護サービスの基準の関係でございませけれども、在宅介護サービスの関係、確かに利用限度額が決められた中で今後は2割となりますと、そこらで負担が多くなるのではないかというお話ですけれども、大体今回2割になる高額介護サービスの4万4,400円、新たにできた負担上限の部分ですけれども、同一世帯に65歳以上の方、単身の方がいる場合、大体その方の収入が383万円未満ということで月に直すと月額30万円ちょっとの収入の方を想定しております。それ以外の方は今まで通常通りの高額介護サービスの基準変わっておりませんで、ほとんどが低所得者の方といわれる方は1万5,000円という自己負担になるかと思えます。以上でございます。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。意外と2割負担になる人が少ないのだというような印象だったのですけれども、これで特別会計の介護保険財政ではどれぐらいの収入に全体としてはなるのか。大ざっぱでいいです。どれぐらいの収入になって介護保険の好転、例えば白老町の介護保険の好転につながるのかどうか、これが一つ。それからもう一つは、64世帯か人かわからないけれども4.7%ぐらいだというお話だったのですけれども、このボーダーラインの人たちは介護控えにならないのかどうか。そこら辺はそのことの影響がそういう形であられるというような押さえ方はしていますか、いませんか、その点お伺いします。

○議長（山本浩平君） 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） 今回の制度改正によって、1割から2割ということの想定をしたときに、まず今までは1割ということで介護保険計画を立てていたということでございますが、今手持ちにその影響額というのはちょっと金額持ってきていないのですけれども、ただ今回第6期計画を立てるときに大体想定した国のほうでワークシートというのを配信されておりまして、その中にいろんな数値を入れた中で想定した数値を反映して大体それに勘案して介護保険料というのは積算されるような仕組みになっております。また今後白老町にとって今回の改正で好転するかどうかということでございませけれども、大変ちょっと難しい問題だというふうに思っております。ただ国のほうでは今回の制度改正の背景の中にはやはり今後白老町のみならず、全国的に高齢者の数がふえていって介護給付の部分がのびるということで公費的な負担を軽減するというところに一環もあるのではないかというふうに考えております。白老町にとってもやはり好転するのではなくて、なかなかやはり負担増ということになると今後高齢者の方がふえるということを考えてときには、やはりちょっと重く受けとめておかなければならないのかというふうに思っております。それからの2割負担のボーダーラインの方については、特に今回ちょっとこうつい最近8月1日現在ということで数字を出したばかりで、そのあたりちょっとボーダーラインの方に対してのちょっと考えている、どうするかという部分についてはちょっとおさえておりません。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。国民健康保険が今後道1本になります。介護保険がこういう状況になると、これは確かに低所得者にはその影響がないのだと言っていますけれど

も、国保も上限がどんどん上がるという状況ですね。その収入というのはもう微々たるものなのです。国保なんかはそうですけれども。介護保険も今の状況でいえば、これで好転するとはとても考えられるような状況ではないのです。やはりこういう基本的な部分できちんとした対応をしていかないと本当にその高齢者はもう住めなくなってしまうという気が非常にするのです。ですから白老町も意見書はかなりいろんな形で上げているのですけれども、結果的には国がこういう形でどんどん住みづらい社会にしていくというのが実態だと思うのだけれども、そこら辺は、いつも本当に同じことしか言えないのだけれども、これはやはり地方自治体全体がやはりこうここにきちんとした形で立ち向かっていくような形をつくらない限り、私はやはり本当に住みづらい世の中になってしまうのではないかと思うのだけれども、このシステム改修に反対したからといってどうなるものでもないのです。だから困るのです。意思表示する場がないというのが。だからシステム改修を反対したからといって何ともならないわけでしょう。ですからそこら辺やはり町としてもそういう高齢者が住みやすいまちをつくるという意味で言えば、ここら辺をきちんと国に意見を述べていくというのは何度も何度も言っていますけれどもやはり必要ではないかと思うのです。これはどんどん広がっていったら後期高齢者も含めて本当に住めなくなってしまうのではないかと思うのだけれども、その見解はどうですか。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 今のご質問の主旨は十分わかります。国保の制度、あるいは今回の介護保険制度、事例を挙げながらご質問されましたけれども、一つには国保指導にもありますけれども、この制度自体がもう持続可能になるように改正していくということなのですけれども、そのことが現行よりも負担増になっていくというようなことですから、これは当然本町に限らず全国の自治体、全国の町村が同じように制度改正がどうあるべきかというのは考えていかなければならないことだと思いますし、そういうことで今後高齢社会を迎えるにあたってのこの介護保険のみならず、いろんな制度の中でいわゆる住みやすい制度といいますか、仕組みづくりというのは、これに限らずいろんな制度の中で考えていかなければならない問題だというふうにおさえております。いずれにしてもそういうことを含めた中では同じような質問ということは同じような答えになってしまうのですけれども、町村会なり、議長会なりといいますか、地方6団体の中でやはり十分そういうようなことを協議する中で各自治体が考えていることがあればまた申請をすとか、要請をすとか、そういうような中で住みやすい世の中の社会の構築のために制度要請はしていきたいというふうに思っています。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 今、高齢者が住みにくい社会になったと同僚議員からお話がありましたけれども私もそのとおりだと思います。ですから具体的には言いませんけれども、本当に消費税がアップした何カ月もたたないうちにこういう負担が出てくるというのはどういうことかと思います。それでサービス料について先ほど負担割合が2割になるという人が該当者64人、そして認定者のうち4.7%だと。部分的なことはわかりましたけれども、先般27年度の

介護保険料の額が決まったと思うのですけれども、それでこれは1段階から9段階あります。保険料以外に今言ったようにサービス料を負担しなければいけないですね。それで基本的なことをお聞きしておきたいのですけれども、前回の議会でもあったのですけれども、白老町が基準額は5,455円と決まりました。それでまずこれが年額にすると6万5,400円がベースになりますけれども、これはまずこの部分の額が全道的な平均というか、状況からいけば白老町がどのようなランクというか、位置づけされているのかということと、全体の人数を把握したいので介護保険料の額、対象者が全員何人がいて、そしてその1段階が2万9,400円、第9段階が11万1,200円ですね。今あったようにこれ以外にまた国保料金を払わなければだめなのだけれども、この1段階から9段階、それぞれ総体数の中で何人ずつ対象になっているのかちょっとお聞きします。

○議長（山本浩平君） 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） 今回第6期の介護保険料の白老町の介護保険の基準額の全道179市町村の順位でございます。上位のほうから言えば、29位でございます。29番目です。それから今年度の介護保険料の被保険者数でございます。4月1日現在でございますが、7,193名です。第1段階から第9段階のそれぞれ的人数をお伝えいたします。まず第1段階から第3段階までは世帯全員非課税世帯でございますけれども、まず第1段階ですが1,893人、第2段階が692人、第3段階が599人、第4段階、第5段階は世帯の誰かが町民税課税でいうところでございます。第4段階が967人、第5段階が636人でございます。第6段階から最後の第9段階のほうですが、本人が町民税課税の部分です。第6が1,166人、第7が782人、第8段階が289人、第9段階が169人というふうになっております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） これは平均額が29位というのは179市町村の29位ということですね。わかりました。それで今第1段階から第9段階それぞれ人数がありましたけれども、これから見ると全体として白老町の先ほども説明したように低所得者に対して軽減されますと言っていますけれども、全体の第1から第3は非課税だといってそれ以降ありますけれども、全体の流れとしてはこの今保険料の負担増の所得の階層的からいくと負担の率が、仮認定を受けてサービスを受けた人は、そのサービスが2割、64なのだけれども、もっともっと高い階層にランクしている町民の所得になっているのか。この7,193人が。全体からいけば仮に所得が低い部分ですと。これは人数を割り返せばわかるのですけれども、そういう部分からいけば担当者のほうとしてはどのような白老町の不足構成というか、保険の額の階層の分析をされているかということだけお聞きします。

○議長（山本浩平君） 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） 介護保険の計画は今回で第6期目を迎えておりますけれども、この間介護保険料の階層のそれぞれの層を見ますと、白老町の特徴といたしましては以前、管内の市町村の主な特に苫小牧だとか登別とかと比較して、この白老町の階層の部分で所得が低い層が多いのか高い層が多いのかというのをちょっと比較したことがあったのですが、それ

でいえばやはり白老町は第4段階層がやはり割合的に高い傾向にあります。要するに所得が低い方が65歳以上の方になりますけれども多いというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 平成27年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 工事請負契約の締結について

○議長（山本浩平君） 日程第5、議案第3号工事請負契約の締結についてを議題に供します。提案の説明を求めます。安達財政課長。

○財政課長（安達義孝君） 議3-1、議案第3号でございます。

工事請負契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年条例第7号）第2条の規定に基づき、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。平成27年7月14日提出。白老町長。

1 契約の目的 平成27年度施行 白老下水終末処理場水処理計装設備改築工事。

2 契約の方法 制限付一般競争入札。これにつきましては応募が1社でございましたので7月9日に見積り合わせを行いまして、

3 契約の金額 7,020万円の落札になりました。落札率は98.2%でございます。

4 契約の相手方 東芝・白電社 特定建設工事共同企業体。

代表者 札幌市西区琴似4条2丁目1番2号

株式会社 東芝 北海道支社 支店長 井下田一郎

構成員 白老郡白老町高砂町1丁目1番55号

株式会社白電社 代表取締役 谷島和治

5 契約保証金 白老町契約に関する規則第35条第2号の規定により免除。

次のページでございますけれども、議案説明でございます。

1 工事場所 白老郡白老町高砂4丁目。

2 完成期限 平成28年3月11日。

3 工事概要 白老下水終末処理場は昭和49年に供用開始され、現在は平成24年度に策定された白老下水終末処理場長寿命化計画に基づき改築の優先度が高い設備から随時更新を進めている。本工事は昭和48年度から平成15年度に建設・機能増設された監視制御装置及び計装設備の更新である。

4 主要設備

- (1) A系No.3、4汚水ポンプ制御盤、1組。
- (2) 次亜塩素酸ソーダ注入ポンプ現場操作盤、1面。
- (3) 汚水揚水量計、1組。
- (4) 外気温計、1組。
- (5) 降雨雪量計、1組。
- (6) 次亜塩素酸ソーダ貯留タンクレベル計、1組。
- (7) 放流流量計、1組。
- (8) 生汚泥流量計、1組。
- (9) 生汚泥濃度計、1組。
- (10) ブロワ放風量計、1組。
- (11) ブロワ吐出圧力計、1組。
- (12) エアレーションタンク流入流量計、1組。
- (13) エアレーションタンク空気量計、1組。
- (14) エアレーションタンクDO計、1組。
- (15) エアレーションタンクMLSS計、1組。
- (16) 返送汚泥流量計、1組。
- (17) 返送汚泥濃度計、1組。
- (18) 余剰汚泥流量計、1組。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） この下水道の終末処理の計量系の更新なのですが、私はこの下水道事業、もう45年余りたつし、この計量系もここに書いておるとおり48年から15年ごろに建設されたものだと。今後も常時、更新をしていくのだというようなお話がありました。下水道の使用料、私は今資料がないからいくらになったのか、3億いくらぐらいだったのですが、それから今回料金を8%改正したと。この金額も恐らく何千万かの話だと思うのですが、私はこの下水道事業、もともと平成2年ですか、虎杖浜の椿の沢の隣に上水場を3,500万円つくった段階で2万7,000人を想定した下水道事業だと、このように記憶しております。しかしなが

らこの下水道、浄水場そのものが老朽化になってきている。常時この更新をしていかなければならないということなのですが、人口もどんどん減っておりますね。2万4,500人から今は1万8,000人になった。約7,000人近く、6,500人減っている。こういう中で今の施設がどんどん、ただあのままで改良していくのであれば私はさりげなく大きな改善費がかかっていくと思うのです。そこでやはりあそこの施設そのものの更新時期ももう間近だと思うのです。その中で今のように長寿化しながら常時この悪いものだけをやっていくといたら、私は226億円、町の借金があって、そのうちの3分の1強、80億円以上が下水道の借金なのです。こういうことを含めるとやはり下水道事業をきちんと計画を立てて、人口を想定した中で新たな計画をきちんとしながら長寿化しながらでも全面改良のもう時期がきていると思います。恐らく20億、30億かかると思うのです。そういうことを踏まえると、ただ壊れたから7,000万円出すのだということだけでいいのかと。ただこういうことだけやっていってやがてもう何年かすると全面改修です。そこに人口が減ってきて、下水道の25年、今92%ぐらいですね。もうこれは虎杖浜の下水道はちょっと遅れているのですが全体的にはもう太平洋団地や岩倉団地はもう更新しないことに下水道を廃止したわけですから、もう大体これで1番上までいってしまったわけです。ただどもこの人口減少を含めると、そしてこの下水道の老朽化を含めると、ただ目の前に壊れたから直すのだと。料金改正3,000万円して7,000万円直していくようなやり方というのは私はもう少し考えるべきところがないのかと。長寿化をやっているわけですから。その辺も含めてもうちょっときちんとした考え方でやらないと値上げ、値上げにいきながら、部分的少し改修し、そしてやがてその改修したやつは寿命があるわけですね。それも全部いずれ捨てる時代がくるのです。何年か先にきたら。こういうことでいいのかと私は思うのですが。ですからそういう下水道計画というものをきちんとやって、我慢できる分はもう少し我慢してやるような方法というのはないのかと私は思うのですが、この下水道計画の全体的な計画と下水道の改修計画、それからこのちょこちょこことどんどんもう老朽化しているから出てくると思います。こういうことでいいのかと私は疑問に思うし、このことがまた下水道事業の改正になっていくのです。ですからこの辺の考え方をきちんと持っているのかどうか、お話を聞きたいと思います。

○議長（山本浩平君） 田中上下水道課長。

○上下水道課長（田中春光君） ただいま松田議員のほうからお話があったのですが、おっしゃるとおりでございます。維持管理には多くの経費かかってくるものでございます。今後もその比率についてはどんどん高まってくるだろうと、こんなふうには考えております。そういった中であって今のお話あった使用料の関係でございますが、長期の計画の中で見ますと全体のお話としましては、26年度の決算で申し上げて使用料の収入としましては3億3,300万円程度の収入がございました。これに対して27年、今年度でございますが計画上でございますが3億5,400万円程度の見込みとしてございます。以降、3億5,400万円程度です。以降、28年度については3億5,600万円程度と等々と進んでいくわけでございますが、考え方としましては4年間の計画の中でこの使用料の改定のタイミングを見ておりましたので平成31年度

までの計画としてはございます。そういった中であって今後の全体計画なり、改修計画はどのようになっていくのかということでございますが、下水道全体の計画としましては今持っている計画で申しますと、全体計画平成35年度までの計画として持っております。その中での計画人口でございますが、平成35年度の時点で下水道の処理人口としては1万5,850人の人口を想定してございます。そういうようなことで進めておりまして、今回のこの処理場の関係の長寿命化の計画でございますが、こちらにつきましては平成25年度からスタートしまして、1期5年の計画として平成29年度までの計画として進めているものでございます。その3年度、単年度の中での事業費の額的なお話になりますが、3億から4億円程度の間の中での事業費ベースの中で進めていこうという、こういう計画になっておりまして、その中で改築の優先度の高いもの高いものから今現在は改修工事を行っているということで、特にその機械関係、電気計装の関係でございますが、こういったものは対応年数が短いものでございますのでどうしても早目、早目の更新ということで今回はこのような金額の中での更新物を上げさせていただいていると、こういうことでございます。今の処理場の長寿命化計画については29年度までと、こういうふうに申し上げましたが松田議員のおっしゃる話になってくるのですが、29年度以降も2期の後期計画という形の中でまた組み直しはしていかなければならないものとは考えております。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） そのとおりだと思うし、大体そうだと思うのですが、本体全体の老朽化がもう45年になっているのです。そうするとちょこちょこの更新ではなく、あそこ全体の更新も、もうこの35年ころには35年たって今27年だからもうすぐです。そうなったら今の人はまだいいかもしれないけれども、あと何年かした次の世代の方々が本体そのものの改修費がかかって下水料がどれだけ上がるかということもあるわけですから、やはり今からきちんとした、それこそ孫子の代に少しでも軽くしてやるような方策がなかったら将来白老のまちはもちません。もっともたなくなる。ですから今回のこの計量器程度はこの程度我慢できないかと思うのです。どんどんただ計量器全部取りかえないとなくなるものですか。これでは長寿化ではないのではないですか。長寿化だったらこの中でいいものでやらなくてもいいものがあるのではないですか。私はそんな疑問から今思ったのですが。やはりこの下水道はどうしてもこれは取り組まなければならない大きな事業なのです、その辺の計画をきちんとやって何年か後に後悔しないような計画を進めてほしいと、こう思います。答えはいいです。要望だけ一言だけ言っておきます。

○議長（山本浩平君） 田中上下水道課長。

○上下水道課長（田中春光君） お話は十分わかるところでございますが計量器の関係でございますけれども、古いもので申し上げますと、建物全体としては昭和48年以降構築物として構築したわけなのですが、その末端まで至るところの計量器で古いもので申し上げますと、古いものは今回のものの中では昭和55年に設置したのももでございます。この計量器そのものは寿命が物によって違うのですが大体10年程度が寿命になっておりまして、1.8倍から3.5倍

程度の経過年数を迎えているものもございまして、この計画をつくる段階で全部のチェック、調査をしましてそういったことからいくと対応度といいますか、そういった部分が5段階で申し上げますと悪いほうの2段階のレベルに達しているものが今回ここにあげさせてもらっている計量器でございまして、どうしても更新をしなければ持たないということが更新させていただくものでございます。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 工事請負契約の締結について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

議長より念のため申し述べておきます。明日7月15日から9月30日までの間は休会となっておりますので、ご承知願います。

本日はこれをもって散会いたします。